

### (3) 社会保障協定（年金相談マニュアル 制度編P169～）

#### ① 目的と概要

国際的に活発な人的交流により海外に派遣される人が増加しています。その結果、日本と外国の社会保障制度の両方に加入して保険料を負担しなければならない場合（二重加入）や加入した期間が短く年金給付が受けられない場合（保険料の掛け捨て）の問題が拡大しました。

これらの問題を解決するため、2国間で社会保障協定を締結し、二重加入の防止、年金加入期間の通算を行うこととしています。

#### ② 協定締結状況

国 名	発効状況	年金加入期間通算措置
ドイツ	平成12年 2月1日	有
イギリス	平成13年 2月1日	無
韓国	平成17年 4月1日	無
アメリカ	平成17年 10月1日	有
ベルギー	平成19年 1月1日	有
フランス	平成19年 6月1日	有
カナダ	平成20年 3月1日	有
オーストラリア	平成21年 1月1日	有
オランダ	平成21年 3月1日	有
チェコ	平成21年 6月1日	有

#### ③ 相手国社会保障制度への加入を免除されるための手続き

##### ア 概要

日本と外国の社会保障制度への二重加入を回避するため、協定の対象者が相手国で就労する場合は、原則として相手国の社会保障制度のみに加入することになります。この原則の例外として、派遣等により一時的（5年が目安）に相手国で就労する者については、就労地国の社会保障制度への加入が免除され、引き続き自国の社会保障制度のみに加入することになります。

相手国社会保障制度への加入を免除されるためには、社会保険事務所に「適用証明書交付申請書」（以下「申請書」という。）を提出し適用証明書の交付を受けることが必要です。交付された適用証明書を就労時に相手国の事業所等に提示（必要に応じて提出）することにより、相手国社会保障制度への加入が免除されます。

##### イ 相手国社会保障制度への加入を免除されるための事務処理

- i 健康保険・厚生年金保険の被保険者の場合は、派遣を行う事業主から社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、適用証明書を発行します。派遣期間が5年を超える場合等は相手国との協議が必要です。

で、申請書を社会保険庁企画課国際事業室に進達します。国際事業室では相手国と協議を行い、結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所では回答に基づき処理を行います。

- ii 国民健康保険・国民年金の被保険者の場合は、被保険者本人が社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、国際事業室に進達します。国際事業室においては、申請の内容を審査し、適用証明書を作成し交付するか、審査結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所においては、回答により、適用証明書を作成し交付します。
- iii 日本で就労するアメリカ人等（アメリカ国籍者及びアメリカの永住権取得者）は、合衆国法令上、日本で就労していてもその所得に対して合衆国社会保障税が課される場合があります。日米協定に基づいて日本の社会保障制度に加入している場合は、適用証明書を合衆国歳入庁に提示することで合衆国社会保障税が免除されるので適用証明書の交付申請をするときは事業主等から社会保険事務所に申請書を提出し適用証明書の交付を受けます。

#### ④ 年金加入期間通算の手続き

##### ア 概要

イギリス・韓国以外の協定相手国については、相手国における加入期間について原則として日本の年金制度における加入期間として評価され、日本における加入期間については相手国の年金制度における加入期間として評価されます。

また、年金の申請にあたっては、相手国の実施機関に提出することとされている申請書等は自国の実施機関にも提出することができます。

##### イ 日本居住者の年金請求の事務処理

###### i 日本年金の請求について

相手国の加入期間を通算することにより日本年金が受けられるようになる場合は、裁定請求書に相手国期間の申立書を添付して社会保険事務所に提出します。社会保険事務所は受付、点検・補正のうえ社会保険業務センターに進達します。

社会保険業務センターにおいては相手国期間の申立書に基づいて、相手国の加入期間を当該相手国に照会することにより確認し、その期間を通算して日本年金の裁定を行います。

###### ii 相手国年金の請求について

相手国年金の請求は、相手国年金の裁定請求書を社会保険事務所に提出することによって行うことができます。社会保険事務所は相手国年金の裁定請求書を受付、点検・補正し社会保険業務センターに進達します。社会保険業務センターにおいては、相手国への連絡書式及び日本年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで相手国に裁定請求書を送付します。相手国は、裁定請求書及び日本の保険期間証明書に基づき裁定処理を行い直接申請者に通知します。

ただし、アメリカ年金については、社会保険業務センターを経由して請求申出

書を、合衆国社会保障庁マニラ事務所（以下マニラ事務所）に送ります。マニラ事務所では、申請内容を確認後、正式な「合衆国年金の申請書」を申請者に送付します。申請者は送付された申請書に必要事項を記入・署名のうえマニラ事務所に直接提出します。

### iii 相手国居住者の年金請求の事務処理

相手国居住者が日本年金を請求する場合は、相手国の実施機関に日本の裁定請求書を提出することができます。相手国の実施機関は日本年金の裁定請求書を受け付け、日本へ送付するための連絡書式及び自国の年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで社会保険業務センターに送付します。社会保険業務センターは日本年金の裁定請求書及び相手国期間の保険期間証明書により日本年金の裁定を行い直接申請者に通知します。

### iv 申請時の添付書類

#### ・日本年金を請求する場合

国内居住者が日本年金を請求する場合と同様です。

相手国に居住していて、日本国籍を有する場合は、市町村長の証明書は、受給権者の居住する地域を管轄する日本国領事官の証明書で代えることができます。

相手国に居住していて、相手国の国籍を有する場合は、戸籍抄本、戸籍謄本又は市町村長の証明書は、受給権者の居住する国の官公署又はこれに準ずるものに発行した証明書で代えることができます。

#### ・相手国年金を請求する場合

請求する相手国年金に応じて必要となる書類を添付してください。

## ※ 米国年金について

アメリカの老齢年金の受給のためには 10 年 (40 クレジット) 以上の年金加入期間が必要です。合衆国の年金制度の加入期間が 1 年 6 ヶ月 (6 クレジット) 以上ある者は、日本の年金制度の加入期間を通算することができます。

老齢年金の受給開始年齢は、生年月日に応じて 65 歳から引き上げられ、1960 年以降に生まれた人は 67 歳になります。また、62 歳まで繰り上げが可能ですが、支給される年金額は生涯にわたって減額されます。請求申出は、受給権発生の 3 カ月前から可能です。また、請求申出が受給権発生から 6 カ月以上経過すると、時効が適用され遡って 6 カ月前の分の年金しか受け取ることができなくなります。

### ○ 必要書類

- ・ 合衆国年金の請求申出書
- ・ 戸籍抄本またはパスポートの写し（被保険者に扶養される配偶者または子がいる場合、または、遺族年金の請求申出の場合は戸籍謄本）
- ・ 年金手帳または年金証書の写し
- ・ 社会保障番号を確認できるもの

※ ドイツ年金について

ドイツの老齢年金の受給にためには 5 年以上の年金加入期間が必要です。請求する年金に応じた請求書を提出します。添付書類等詳細は、ドイツの年金担当窓口に直接確認してください。

※ その他要件通算について

厚生年金保険制度の加入期間が 20 年に満たない人が、年金加入期間通算措置がある相手国との期間を通算して 20 年以上になるときは、加給年金が加入期間に応じて加算されます。

また、年金受給できない人については、脱退手当金や脱退一時金の被保険者期間も通算されます。